

令和3年9月30日

保護者各位

福島県立石川高等学校長
生徒指導部

衣替えについて

錦秋の候 保護者の皆様には、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動に関しまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、10月より「衣替え」となります。これまでの、さわやかな「夏服」から、落ち着いた清潔感のある「冬服」に戻ります。

つきましては、下記により「衣替え」を実施しますので、御準備していただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 冬服期間 令和3年10月1日（金）～
※ 10月1日（金）～10月29日（金）の期間は冬制服への移行期間
- 2 冬服について
(男 子)
 - (1) 上着（ブレザー）、ネクタイをきちんと着用する
 - (2) ワイシャツは指定のもので裾を出したくない格好はしない。
 - (3) ベルトは、黒、茶系のスラックスにふさわしいものにする。
(バックルの派手なもの、穴がたくさんあるもの等はスラックスに相応しくない。)
(女 子)
 - (1) 上着（ブレザー）、ネクタイをきちんと着用する
 - (2) ブラウスは指定のもので裾を出したくない格好はしない。
 - (3) スカートを短く加工したり、捲ったりして履かない。
 - (4) 学校指定ソックスを履く。通常授業時は市販ハイソックス着用可とします。
 - (5) タイツの着用を可とする。色は、黒、紺の無地とする。
(共 通)
 - (1) 登下校時はブレザーを着用し、前ボタンを閉める。
 - (2) トレーナーやパーカーなどは着用しない。
 - (3) ワイシャツのインナーとして長袖を着用する場合は、華美ではないものを用し（派手な色、ボーダーラインなどの柄物は着用しない）、袖からはみ出ないサイズを着用する。
 - (4) コートやジャンパー等の防寒着は、華美でないものを用する。

上記の内容をもとに、服装、身だしなみの指導をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

※10月1日（金）の登校時に、PTA 健全育成委員会による「あいさつ・身だしなみ推進運動」を行います。